



全
員
協
議
会

平成23年6月13日

1 地籍調査事業
変更について

地籍調査の変更について、東日本大震災の影響で測量基準点が移動した。このため、国土地理院が基準点公表を中止した。湯沢町では、水平距離では約40cm程度移動している。基準点の公表が行われるまで事業を待つように国土交通省から指示がでている。今年度作業を実施出来ない三俣地区の地籍図原図、面積測定、堰場・原新田の一筆調査と図根点測量が出来ないことになる。宮林・小原・中央公園は来年測量を行う予定であったが、ここについては多角点測量事業費12、580千円の執行ができない。基準点が公表された場合は事業が実施され、三俣地区の地籍原図の作成、面積測定の閲覧ができる。今年度の大幅な変更であるので説明した。

主な質疑

- Q：基準点が動いているので、もう1回測量をしなければならぬか。
- A：国の基準点を基準にして測量しているので、基準点を1回図り直し、その数値データが公表されないのと測量が出来ない。
- Q：三俣の件では、振興計画に遅れが生じるか。また、一般の建築物に対して影響があるか。
- A：三俣地区の地籍調査は、現時点では遅れる。一般の建築物は特に影響はない。
- Q：建築確認申請など、これからの建築に影響はないか。
- A：特に影響はない。地籍調査が終わっている所は数値がずれているが、終わっていないところも敷地が確定しているので、建物を建てることに問題は無い。

2 その他
①避難者への対応

民宿・旅館の借上げ避難所は7月25日までとなっている。福島県外で避難生活を希望する方は、借上げ仮設住宅等への入居を進めていただく。旅館・ホテルの中には夏場のハイシーズンを迎え、避難所としての継続していくことが難しい施設がある。震災から3ヶ月が経過するなか、避難者は借上げ仮設住宅等に入居して食事・光熱水費は自分で払うことになる。赤ちゃんの一時避難プロジェクトをNPO法人が行っているが、お母さんと子供たちが全部アパート等へ移動することについては不安がある。各世帯にアンケートを郵送し、それぞれの事情を記入していただき、県が対応することになっている。期限の延長については、新潟県と福島県と協議をし

て行くこともありえる。しかし、今の段階では湯沢町では7月25日までと説明している。赤ちゃん一時避難プロジェクトで、0歳から6歳までの湯沢町住民登録者は約300人いる。保健師が3人位と人手不足の状況だ。湯沢町保健医療センターも小児科医は週3日常駐ではなく、派遣の医師だ。乳幼児の健康管理の面でも一杯で、保健センターによる感染症等への対応が出来なくなっている。7月25日までの間も、小さな子供を連れてくる避難者を受入れるかどうか検討している状況にある。南相馬市の方で湯沢町に苔の栽培をしたというところで、土地の借上げ申し入れがあり6月から貸し付けた。

主な質疑

- Q：7月25日後、避難者は生活費の問題で見通しがたかない人がおられるかもしれない。また、NPO法人が行った赤ちゃん一時避難プロジェクトは、

今後は湯沢町での対応を依頼されることも考えられる。目前に近付いたこの問題を町としてどのように考えているのか。

- A：湯沢町が単独で7月25日以降も施設を借上げて、このまま継続することはできない。まず自立できない人は自立してもらい、難しいという人もいつかは自立してもらわなければならぬ。福島県が責任をもって避難させている方を連れて帰ってもらわなければならない。その点を県に話していく。赤ちゃん一時避難プロジェクトは7月25日に終わるといふ考え方で、新規の受入れはすでにしていない。また人数も徐々に減っている。17日に新潟県庁で受入れ市町村への説明会がある。何か変わったことがあればみなさんに話したい。
- Q：赤ちゃん一時避難プロジェクトを受け入れたが、7月25日に終わらせると町が何もしてくれなかつ